平成２５年（フ）第４５号
宮城県柴田郡大河原町字住吉町５番地34　佐藤借家Ｂ棟
債務者　門間　　隆
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第５８号
石川県加賀市山田町ヲ23番地８
債務者　西　　広和
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第５９号
石川県小松市長田町ル９番地１
債務者　達　　正美
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１５６号
長野県松本市大字和田215番地
債務者　小林　光代
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３１２号
大分市萩原２丁目８番11号　セジュール萩原201
債務者　緒方　好美
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３６３号
神奈川県藤沢市石川４丁目34番地の５　サニーハイツⅡ102号
債務者　中西　伸介
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３６８号
横浜市港南区丸山台１丁目４番８―504号、住民票上の住所横浜市港南区丸山台１丁目４番８―601号
債務者　佐藤　高志
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４２９号
横浜市磯子区滝頭１丁目７番64号　サニーハウスⅡ102号
債務者　樋口　利江（旧姓池田・長谷部）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４８６号
横浜市南区永田みなみ台１番１―1321号
債務者　福田　一志
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９３９号
東京都板橋区小茂根１丁目25―10―303
債務者　近藤美智子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９６１号
神奈川県横浜市鶴見区生麦１丁目８―27
債務者　麻生　忠弘（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９６２号
東京都目黒区上目黒３丁目６―23―402、住民票上の住所東京都目黒区青葉台１丁目18―７―202
債務者　菅原　　恵
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９６３号
埼玉県草加市青柳４丁目５―11―101
債務者　柳澤　崇司
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９６４号
神奈川県海老名市上今泉４丁目18―17
債務者　国枝　大輔
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９６５号
埼玉県三郷市彦成４丁目２―14―409
債務者　永井七々子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部